

埼玉建産連研修センターホームページバナー広告掲載要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、一般社団法人埼玉県建設産業団体連合会（以下「当連合会」）が公開・管理するホームページに掲載するバナー広告の取扱いについて、必要な事項を定めるものです。

(定義等)

第2条 当連合会が管理するホームページ（以下「ホームページ」）は、<http://www.sfcc.or.jp/> で始まるものとします。

2 バナー広告とは、広告掲載の許可を受けた者（以下「広告主」）の社名・団体名等を識別可能な文字又は画像で表示された情報で、広告主の指定するホームページにリンクする機能を有するものとします。

3 バナー広告掲載に際しては、別途書面にて契約書を取り交わし、本要綱とともにその内容を遵守するものとします。

(バナー広告の規格等)

第3条 バナー広告を掲載する位置及び規格（枠）については、原則として次のとおりとします。

(1) 掲載位置

総合トップページ（以下「トップページ」という）の広告フレームに掲載いたします。

(2) バナー規格（1枠のサイズ）

画 像： 静止画像

大きさ： 縦60ピクセル×横125ピクセル

データ形式：JPEG もしくは GIF

データ容量：50KB 以下

(バナー広告等の内容)

第4条 掲載希望のバナー広告が指定したリンク先内容を検討の上、掲載の可否を決定します。ただし、以下に該当するバナー広告については、原則として掲載をお断りします。

- (1) 各種法令、規則、公序良俗等に違反する、またはおそれのあるもの
- (2) 誇大又は虚偽のおそれのあるもの
- (3) 政治性又は宗教性のあるもの
- (4) その他、掲載する広告として適当でないと当連合会が判断したもの

(バナー広告の掲載期間等)

第5条 バナー広告を掲載する期間は、1か月を単位とします。

2 広告料及びその支払い方法については、契約書のとおりとします。

3 1枠あたりの広告料の参考価格は以下とします

(例) 1枠あたりの広告料 (平成28年4月1日現在)

広告主種別	価格 (税込)
当連合会会員	月額 540円
関連団体等	月額1080円
その他	月額1620円～

(掲載の取消し)

第6条 広告掲載後、以下に該当した場合は、掲載を取り消す場合があります。

(1) 契約後に第4条に違反した場合

(2) 契約条項の取り消し事由に該当した場合

2 第1項の規定によりバナー広告を取り消した場合は、支払い済みの広告料は返還いたしません。

(広告主による掲載の取り下げ)

第7条 広告主は、自らの都合により、バナー広告の掲載を取り下げることができます。手続きについては、契約書のとおりとします。

(不可抗力による掲載停止)

第8条 以下の理由にてバナー広告の掲載が一時停止した場合は、当連合会は責任を負わないものとします。

(1) 機器等の保守又は工事を行う場合

(2) サーバーダウン、サイバー攻撃、天災地変その他の非常事態が発生した場合

(3) その他公益上やむを得ない場合

(広告主の責務)

第9条 広告主は、バナー広告及びそのリンク先のホームページの内容、その他、バナー広告に関するすべての事項について、一切の責任を負うものとします。

2 広告主は、バナー広告の掲載により、第三者に損害を与えた場合は、広告主の責任及び負担において解決するものとし、当連合会は一切の責任を負わ

ないものとしします。

(その他)

第 10 条 この要綱に定めるもののほか、バナー広告の取扱いに関して必要な事項は、契約書により定めるものとしします。

2 本要綱が更新により、条項に変更が生じた場合は、最新版を基準に判断するものとしします。

附則

本要綱は、平成 22 年 4 月 1 日より適用いたします。

本要綱は、平成 28 年 4 月 1 日より適用いたします。

一般社団法人 埼玉県建設産業団体連合会
〒336-8515

埼玉県さいたま市南区鹿手袋 4-1-7
建産連会館 1 階

TEL 048-866-4301

E-mail somu@sfcc.or.jp